

防災用品等をあっせんしています

区内の家庭・事業所向けに、防災用品、消火器、住宅用火災警報器をあっせんしています。平成28年3月31日(木)までに、あっせん業者に直接お申し込みください。

【問合せ】危機管理課事業推進係(本庁舎4階) ☎(5273)3874・☎(3209)4069へ。

◎消火器・消火器薬剤詰め替え

消火器の購入や薬剤詰め替えをあっせんしています。種類と価格(税込み)は、下表のとおりです。

消火器のあっせん価格

種類	薬剤量	総重量	全高	あっせん価格
ABC粉末5型(蓄圧式)	1.5kg	約2.8kg~3.0kg	約40cm~42cm	6,000円
ABC粉末10型(蓄圧式)	3.5kg	約5.7kg~6.1kg	約48cm~54cm	8,000円
中性強化液1ℓ(住宅用)	1ℓ	約2.5kg	約37cm	6,500円
中性強化液3ℓ	3ℓ	約5.8kg	約49cm	9,500円
中性強化液6ℓ	6ℓ	約10.5kg	約64cm	11,000円

消火器薬剤詰め替えのあっせん価格

種類	型式	あっせん価格
ABC粉末	加圧式	3型 3,100円
		4型 4,100円
		6型 4,400円
	蓄圧式	10型 5,000円
		3型 3,400円
		4型 4,500円
強化液	蓄圧式	6型 5,000円
		10型 5,600円
		3ℓ型 5,000円
中性強化液	蓄圧式	2ℓ型 4,900円
		3ℓ型 6,200円

◎防災用品

家具転倒防止器具、充電ラジオ、簡易トイレ、長期間の保存ができる非常食・保存水等をあっせんしています。

パンフレットと申込書は、危機管理課、区立防災センター(市谷仲之町2-42、火曜日・祝日は休み)、特別出張所で配布しています。

※お届けに時間をいただく場合がありますが、ご了承ください。

防災用品のあっせん業者
東京都葛飾福祉工場
☎(3608)3541

◎住宅用火災警報器

都内すべての住宅に、設置が義務付けられています。あっせんする警報機は煙式または熱式で、音声警報タイプです。

【価格(税込み)】1個3,780円(取り付けも依頼する場合は4,860円)

- 三興防災工業(株) (西新宿4) ☎(3377)4331
- 昭和理化(株) (大久保2) ☎(3209)4043
- ダイワティーアイ防災(百人町3) ☎(3362)0467
- 東京防災設備(株) (北新宿1) ☎(3363)9761
- 東通工業(株) (西新宿7) ☎(3365)2161
- 東和防災工業 (西新宿6) ☎(3345)5270
- (株)日東防火 (新宿6) ☎(3354)6333
- 日東防災設備(株) (百人町1) ☎(3362)3697
- 光防災工業(株) (北新宿4) ☎(3371)1078

平成27年度・28年度 東京消防庁の防火防災標語 新宿西戸山中学校の生徒の作品が 入選しました

毎年、東京消防庁では、東京の安全と安心を呼びかける防火防災標語を募集しています。27年度・28年度の標語として、新宿西戸山中学校の生徒の作品が入選しました。

●防火標語

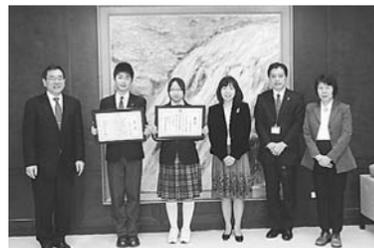
火の始末 油断しないで 最後まで

21,886点の応募の中から、新宿西戸山中学校3年の古本創大さんの作品が最優秀作品に選ばれました。

また、同中学校3年の生徒の救急標語が優秀作品に選ばれました。

古本創大さんの標語は、東京消防庁の火災予防運動のポスターや、リーフレット・イベント等で使われます。

【問合せ】危機管理課事業推進係(本庁舎4階) ☎(5273)3874・☎(3209)4069へ。



最優秀作品に選ばれた古本創大さん(左から2番目)

新宿消防団に消防団等地域活動表彰

万一の災害に備えてまちと住民を守る消防団は、最も身近な防災機関です。消防団員は仕事や学業、家事などに従事しながら、火災・風水害・震災時に活動する非常勤・特別職の地方公務員です。区内には四谷・牛込・新宿の3つの消防団があり、地域防災の要として幅広く活動しています。消防団の活動は、地域全体の防災意識の向上にも役立っています。

地域に密着し模範となる活動を行っている消防団として、全国約2,200の消防団の中から、新宿消防団が「消防団等地域活動表彰」を受けました(総務省消防庁主催)。

●消防団への入団

各消防団の区域に在住・在勤・在学の18歳以上で健康な方が入団できます。地域の安全・安心を守るために、力を発揮してみませんか。

入団を希望する方は、▶四谷 ☎(3357)0119、▶牛込 ☎(3267)0119、▶新宿 ☎(3371)0119の消防団本部へお問い合わせください。

ファミリー・サポート・センター 会員募集

ファミリー・サポート事業は、保育施設等への子ども送迎や短時間の預かりなど、子育ての援助を受けた方(利用者)と援助を行いたい方(提供会員)の相互援助活動です。会員登録が必要です。

希望する方
説明会に参加してください(予約制)。

【説明会日時・会場】
①区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)：5月7日(木)13日(水)・18日(月)・23日(土)、6月5日(金)・20日(土)、7月4日(土)・7日(日)

日(火)・23日(木)
②ゆったりーの(北山伏町2-17)：6月24日(水)
③中落合子ども家庭支援センター(中落合2-7-24)：7月13日(月)

※②③は午前10時から、①の時間はお問い合わせください。
【対象】区内在住・在勤で、子育ての援助を必要とする生後43日以上18歳未満のお子さんがいる方、各20名程度

希望する方
①の説明会と講習会に参加していただきます。1回の講習で

受講できなかった科目は、次の受講もできます。
【講習会日時】6月11日(木)・12日(金)・15日(月)・16日(火)午前9時~午後4時30分、全4日
【会場】区社会福祉協議会
【対象】区内在住・在学18歳以上で心身ともに健康な方、30名
【費用】2千350円(テキスト代等)
【申込み】(1)は電話で、(2)は電話かファックス(4面記載例のほか生年月日・ファックス番号・お持ちの方)を記入して新宿区ファミリー・サポート・センター ☎(5273)3545・☎(273)3082へ。先着順。

6月1日から 景観まちづくり計画 運用します 景観形成ガイドラインを改定しました

改定の概要

- 景観まちづくり計画
- 景観形成方針に新たに屋外広告物に関する事項を追加
- 歴史あるおもむき外濠地区、エンターテインメントシティ歌舞伎町地区の景観形成方針に屋外広告物に関する事項を追加
- 各区分地区の景観形成基準(建築物の新築等)に屋外広告物に関する事項を追加
- 屋外広告物の表示、屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限を一部修正

屋外広告物も 「景観事前協議」が必要になります

新宿区は平成20年7月に景観行政団体となり、21年4月に施行した「景観まちづくり条例」 「景観まちづくり計画」 「景観形成ガイドライン」に基づき、地域特性を踏まえた良好な景観の保全と創出に取り組んできました。

今回、「景観まちづくり計画」 「景観形成ガイドライン」を、パブリック・コメント(意見公募)や地域説明会でお寄せいただいたご意見を参考に改定しました。たくさんのご意見ありがとうございました。

計画、ガイドラインの全文、パブリック・コメントでお寄せいただいたご意見と区の方針は、景観と地区計画課・広聴担当課(本庁舎3階)、区政情報センター(本庁舎1階)、特別出張所、区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。

区内で建築物等を新築する場合に、規模に応じて「景観事前協議」 「景観法」に基づく行為の届出が必要で、今回、都市景観において重要な屋外広告物について、建築物と同様に良好な景観の形成に取り組むため、屋外広告物を「景観事前協議」の対象とし、「景観まちづくり条例」 「景観形成ガイドライン」を改定しました。

6月1日(月)以降に「東京都屋外広告物条例」に基づく許可を申請する場合、申請する15日前までに「景観事前協議」が必要で、対象となる屋外広告物は、建築物が工作物に付帯するか土地に定着する広告塔、広告板、電柱、街路灯柱の利用広告、標識利用広告、アーチ、装飾街路灯です。詳しくは、お問い合わせください。

古い消火器にご注意を

消火器本体の耐用年数は、おおむね製造から8年~10年です。耐用年数にかかわらず、傷・腐食・さび・変形等に注意しましょう。

不用な消火器は、一般ごみには出せないため、処分は専門の業者へ依頼してください。昭和理化(株)では、古い消火器を回収・処分しています。

【費用】▶購入本数までは無料、▶回収・処分のみは1本1,000円(リサイクルシールが貼ってあるものは1本500円)

【問合せ】景観と地区計画課(本庁舎8階) ☎(5273)3833
☎(3209)9227へ。

●景観形成ガイドライン
▼エリア別景観形成ガイドラインのエリア図を一部修正
▼要素別景観形成ガイドライン(形態意匠、設備等修景、みどり)を追加
▼区が許可する総合設計の建築物等に係る景観形成ガイドラインを一部変更
▼屋外広告物に関する景観形成ガイドラインを追加

区内で建築物等を新築する場合に、規模に応じて「景観事前協議」 「景観法」に基づく行為の届出が必要で、今回、都市景観において重要な屋外広告物について、建築物と同様に良好な景観の形成に取り組むため、屋外広告物を「景観事前協議」の対象とし、「景観まちづくり条例」 「景観形成ガイドライン」を改定しました。

6月1日(月)以降に「東京都屋外広告物条例」に基づく許可を申請する場合、申請する15日前までに「景観事前協議」が必要で、対象となる屋外広告物は、建築物が工作物に付帯するか土地に定着する広告塔、広告板、電柱、街路灯柱の利用広告、標識利用広告、アーチ、装飾街路灯です。詳しくは、お問い合わせください。